

○城山公園の管理に関する条例

平成 17 年 7 月 12 日

松江市条例第 407 号

改正 平成 22 年 12 月 17 日条例第 59 号

平成 25 年 3 月 18 日条例第 10 号

平成 26 年 12 月 19 日条例第 55 号

令和 4 年 3 月 30 日条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、松江市都市公園条例（平成 17 年松江市条例第 340 号）に定めるもののほか、城山公園（昭和 34 年松江市告示第 41 号に定める区域のうち興雲閣を除いた区域をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第 2 条 城山公園（松江城天守（以下「天守」という。）に限る。）の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 3 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 城山公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 天守への登閣に係る料金（以下「登閣料」という。）の徴収、還付、減免及び割引に関する業務
- (3) 城山公園の利用促進を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が城山公園の管理運営上必要と認める業務

(天守の供用日及び供用時間)

第 4 条 天守は、松江市都市公園条例第 9 条の規定に該当する場合その他特別の理由のない限り、年中これを公開し、利用に供するものとする。

2 天守の供用時間（登閣できる時間をいう。）は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間は午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分までとし、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て天守の供用日又は供用時間を変更することができる。

(天守への登閣の拒否等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては天守へ登閣することを拒否し、又は天守から退出させることができる。

- (1) 泥酔者その他天守の設備若しくは工作物を損傷し、若しくは滅失し、又は天守内の秩序を乱し、若しくはそのおそれがあると認められる者
- (2) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物その他の危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物（身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 次条の規定に違反した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者
（天守内での禁止行為）

第6条 天守内では次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) けん騒の行為をすること。
- (2) 許可を受けた場合を除くほか、物品を販売し、又は陳列をすること。
- (3) 喫煙又は飲食をすること。
- (4) 陳列品に手を触れること。
- (5) 窓に登り、又は窓から物を投下すること。

（登閣料）

第7条 天守に登閣しようとする者は、登閣料を指定管理者に支払わなければならない。

2 登閣料は、別表に掲げる基準額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に登閣料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

（登閣料の還付等）

第8条 登閣料の還付及び減免については、松江市都市公園条例第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含み、第19条第2号の規定を除く。）

中「使用料」とあるのは「登閣料」と、「使用者」あるのは「天守に登閣しようとする者」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第18条第1号中「都市公園又は有料公園施設を使用」とあるのは「天守に登閣」と、第19条第2号中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、規則で定めるところにより登閣料を割り引くことができる。

（市長による管理）

第9条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認める

ときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、城山公園の管理は、市長が行うものとする。

- 2 前項の規定により市長が城山公園の管理を行う場合にあっては、第4条第3項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第5条、第7条第1項及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第2項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と読み替えてこれらの規定を適用し、第7条第3項及び前条第1項後段の規定は適用しない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日松江市条例第59号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日松江市条例第10号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第55号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則（令和4年3月30日松江市条例第16号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中松江市都市公園条例第10条第1項、第4項、第5項及び第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係） 登閣料の基準額

区分		単位	金額
個人	大人	1人1回につき	680円
	小人	〃	290円
団体	大人	〃	540円
	小人	〃	230円

備考

- 1 「小人」とは、小、中学生をいう。
- 2 「団体」とは、30 人以上の場合をいう。